

川崎市建設緑政局週休2日制確保モデル工事試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取組として、建設緑政局又は各区役所道路公園センターが発注する工事に関し、工事現場における週休2日制を確保するモデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「週休2日制」とは、1週間のうち次に掲げる日の2日を工事現場の休工期（以下「休日」という。）とすることをいう。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 前号に掲げる日のほか、現場の特性等によりやむを得ない場合又は、工程上の都合等によりやむを得ない場合にあつては、発注者と受注者が協議して設定した日

2 この要領において「実施期間」とは、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始など工事現場で作業を開始した日から工事完成届の提出日までのうち、次に掲げる期間を除いた期間をいう。

- (1) ゴールデンウィーク 4月29日から5月5日まで
- (2) 夏季休暇 8月14日から8月16日まで
- (3) 年末年始 12月29日から1月3日まで

(モデル工事实施の選択)

第3条 モデル工事は、発注者がモデル工事の対象とする工事について、受注者が同意した場合に限り、実施する。

- 2 受注者は、施工計画書と併せて週休2日制確保モデル工事实施同意届（様式1）を監督員に提出し、モデル工事の実施への同意の有無を明らかにしなければならない。
- 3 受注者は、モデル工事の実施に同意した場合であっても、週休2日制確保モデル工事实施変更届（様式1）を監督員に提出し、同意を取り消すことができる。

(モデル工事の取組内容)

第4条 モデル工事の実施に同意した受注者（以下単に「受注者」という。）は、実施期間中、工事現場における週休2日制を確保しなければならない。

- 2 受注者は、契約した請負金額及び工期の中でモデル工事を実施するものとし、週休2日制を事由として請負金額及び工期を変更することができない。
- 3 受注者は、毎月の休日取得計画書（様式2）を前月末日までに、毎月の休日取得実績書

(様式2)を翌月7日までに、監督員に提出するものとする。ただし、最初の休日取得計画は実施期間前に、監督員に提出するものとする。

- 4 受注者は、緊急対応のために作業を行う必要が生じた場合など、監督員が相当と認めるときは、休日に作業を行うことができる。この場合において、受注者は、作業を行った日から2回目の金曜日までに振替休日を設けなければならない。
- 5 受注者は、工事現場における公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示するものとして次に掲げる事項を記載したA3サイズ以上の大きさの看板を設置するものとする。
 - (1) 表題 週休2日制確保モデル工事
 - (2) 概要 建設業の労働環境を改善するため、週休2日制の確保に取り組むモデル工事であること。
 - (3) 発注者及び受注者の名称

(工事成績評定への反映)

第5条 監督員は、工事完了後、モデル工事における週休2日制の履行確認を行う。

- 2 発注者は、実施期間における週数に対して週休2日制が履行された週数の割合が8割以上となった場合、工事成績評定において1点を加点する。
- 3 発注者は、前項の割合が8割未満となった場合やモデル工事を実施しなかった場合(第3条第3項に基づきモデル工事の実施への同意を取り消した場合を含む。)は、週休2日制に関する加点及び減点を行ってはならない。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

(様式1)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

週休2日制確保モデル工事実施同意（不同意）届（変更届）

週休2日制確保モデル工事の実施について次のとおり回答します。

工事件名	
モデル工事の実施	同意します ・ 同意しません

※いずれかに○印をしてください

同意しない場合又は変更の場合は理由を記載してください。

(様式2)

休日取得計画・実績書 (月)

発注者名	
工事件名	
工期	年 月 日～ 年 月 日
現場代理人	

日	曜日	休日取得計画	休日取得実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				